

公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

1 審問（調停）期日の開催状況（平成28年7月～9月）

平成28年7月～9月の審問（調停）期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
7月25日	湖南省における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件第3回審問期日	京都市
7月29日	成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件第1回審問期日	東京
9月30日	郡山市における室外機からの低周波音による健康被害等原因裁定申請事件第2回審問期日	郡山市

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成28年7月～9月）

受付事件の概要

小諸市における工場からの振動による財産被害原因裁定申請事件

（平成28年（ゲ）第2号事件）平成28年7月1日受付

本件は、被申請人が操業する自社工場からの振動により生じた家屋の沈降、これに伴い家屋内に歪みが発生したのは、鍛造機械を作動させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

（平成28年（セ）第2号事件）平成28年8月1日受付

本件は、申請人ら4人は、被申請人の発電設備からの騒音により、精神的苦痛を被っているほか、申請人Aは不安障害に罹患し、また、申請人A宅は本件設備の設置工事又は稼働によりひび割れ等が生じたと主張して、被申請人に対し、申請人Aは損害賠償金793万円等、その他の3人はそれぞれ同731万円等の支払を求めるものです。

横浜市における振動・騒音（低周波音）による健康被害原因裁定申請事件

（平成28年（ゲ）第3号事件）平成28年8月25日受付

本件は、申請人に生じた頭痛、不眠、胸の圧迫感、吐き気、血圧上昇は、被申請人が太陽光発電機付ヒートポンプ給湯器を使用し、振動及び騒音（低周波音）を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

東京国際空港航空機騒音調停申請事件

（平成28年（調）第10号事件）平成28年9月9日受付

東京国際空港（以下「本件空港」という。）近隣において事業を営む法人である申請人ら5名が国土交通大臣を相手方（被申請人）として、公害等調整委員会に調停を求める申請がありました。申請の内容は以下のとおりです。本件空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、南風時の15時から19時の4時間の間、A滑走路の北側からの航空機の着陸が行われ、1時間あたり14機（4から5分に1機）程度の頻度で申請人らの事業所の約50m真上を航空機が飛ぶことになり、申請人らの人格権及び財産権に対し、受忍限度をはるかに超える甚大な被害が生じることが明白であるとして、被申請人に対し、主位的に、本件空港A滑走路を、一切の航空機の北側方向からの着陸に供用しないこと、予備的に、一切の航空機に対して、本件空港A滑走路の北側から着陸することを許可又は指示しないこと、を求めるものです。

終結事件の概要

大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（平成25年（セ）第1・14・15・16号事件・平成25年（ゲ）第1・8・9・10号事件）

1 事件の概要

平成25年1月9日、大阪府大東市の住民14人から、金属加工会社を相手方（被申請人）として、責任裁定と原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は、以下のとおりです。責任裁定は、自宅のアルミサッシの被膜が剥がれるなどの申請人らの財産的被害は、被申請人の工場から排出される硝酸等を含んだ有害なガスによるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金合計5,992万2,000円の支払を求めたものです。

原因裁定は、自宅のアルミサッシの被膜が剥がれるなどの申請人らの財産的被害は、被申請人の工場から排出される硝酸等を含んだ有害なガスによるものである、との原因裁定を求めるものです。

その後、平成25年5月24日に、同市の住民3人から（平成25年（セ）第14・15・16号、平

成25年(ゲ)第8・9・10号)、それぞれ同一の原因による被害を主張する参加の申立てがあり、平成25年5月24日、裁定委員会はこれらを許可しました。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するとともに、被申請人の工場から排出されるガスと申請人ら宅の被害の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、原因裁定申請事件については、平成28年7月5日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、責任裁定申請事件については、平成28年7月15日、申請人ら及び参加人らから申請を取り下げる旨の申出があり、それぞれ終了しました。

世田谷区における飲食店からの大気汚染による健康被害等原因裁定申請事件

(平成27年(ゲ)第4号事件)

1 事件の概要

平成27年8月20日、東京都世田谷区の住民1人から、飲食店経営会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人の身体に付いた油、申請人宅の油汚れ及び室内に流入・滞留する油煙、並びに空気がチクチクする等の被害は、被申請人が経営する飲食店から発生した油、油煙及び油煙に含まれている油の微粒子を強制排気し、拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成28年7月22日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

湖南市における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件

(平成25年(ゲ)第12号事件・平成28年(調)第9号事件)

1 事件の概要

平成25年7月17日、滋賀県湖南市の陸運会社から、鑄鉄等加工会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人の倉庫の屋根、ひさし及びテント等に穴があく等の被害が生じたのは、被申請人の工場から飛散する鉄粉によるものである、との原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するとともに、被申請人の工場から飛散したものと倉庫の屋根等の被害との因果関係に関

する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成28年7月25日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（平成28年（調）第9号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、原因裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件

（平成25年（ゲ）第4号事件）

1 事件の概要

平成25年2月22日、東京都千代田区の石油会社から、仙台市所在の同社給油所跡地近傍地の所有者3人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。申請の内容は以下のとおりです。申請人が給油所跡地で行っていた事業活動等（給油所事業、給油所解体及び浄化工事）は、被申請人ら所有の各土地のベンゼン及びガソリンを主体とする土壌汚染及び水質汚濁の原因ではない、との原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、被申請人ら所有の各土地の汚染と申請人の事業活動等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成28年8月19日、被申請人ら所有の各土地の汚染は申請人の事業活動等によって生じたものと認められると判断して本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

長野市における建物解体工事からの振動による財産被害原因裁定事件

（平成26年（ゲ）第1号事件）

1 事件の概要

平成26年5月9日、長野県長野市の住民1名から、建設会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人宅及び申請人宅土地上の土留壁・ブロック堀の損傷は、被申請人が事業活動地において実施した建物解体工事によって生じたものである、との原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けましたが、申請人は、本件裁定手続に先行して、本件建設工事に関し被申請人らを被告とする損害賠償請求の訴え（本件訴訟）を提起しており、東京高等裁判所（控訴審裁判所）に訴訟が係属していたと

ころ、控訴審裁判所は公害紛争処理法第 42 条の 26 第 1 項に基づく訴訟手続の中止をしなかったことから、平成 26 年 8 月 26 日、同法第 42 条の 33 の規定により準用する同法第 42 条の 26 第 2 項の規定に基づき、裁定手続を中止しました。

その後、本件訴訟手続が終了したことを受け、本件申請の手続を再開し、平成 28 年 9 月 13 日、本件申請は本件訴訟が確定した時点において申請の利益を欠くに至ったとして、裁定申請を却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要（平成28年7月～9月）

終結事件の概要

福岡県筑紫郡那珂川町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

（平成 27 年（フ）第 1 号事件）

1 事件の概要

公害等調整委員会は、福岡県福岡市の申請人から福岡県知事（以下「処分庁」という。）が行った福岡県筑紫郡那珂川町地内の岩石採取計画の不認可処分の取消しを求める裁定の申請（以下「本件裁定申請」という。）を平成 27 年 11 月 24 日付けで受付けました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が処分庁に対し、平成 15 年 3 月 17 日に採石法（以下「法」という。）33 条の規定に基づき、福岡県筑紫郡那珂川町地内の岩石採取計画の認可の申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁は、平成 27 年 10 月 9 日付けで林地開発許可を受けることができないことを理由として、不認可の処分（以下「本件不認可処分」という。）にしました。この処分に対して、申請人は、本件不認可処分は違法であると主張して、公害等調整委員会に対して本件裁定申請をしました。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審問期日を開催するなど、手続きを進めた結果、平成 28 年 8 月 30 日付けで、処分庁が申請人に対して平成 27 年 10 月 9 日付けでした本件不認可処分を取り消すとの裁定を行いました。